

指宿市条件付一般競争入札に係る公告

下記の建設工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、指宿市条件付一般競争入札実施要綱（平成20年指宿市告示第91号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年1月10日

指宿市長 打越明司

記

本工事では、入札参加者は入札に際し、入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を提出することが条件となっている。工事費内訳書を提出しない入札者、工事費内訳書が未提出であると認められる入札参加者の入札は無効の対象となるので、注意すること。

工 事 発 注 表				
1 入札に付する事項	番 号	第 2 0 9 号	工 事 種 別	土木一式（下水道）工事
	工 事 名	R4下水道マンホール蓋再構築工事		
	工 事 期 間	令和5年3月10日まで		
	工 事 場 所	指宿市 大牟礼 地内	所 管 部 署	水道事業部 水道課 工務係
2 工 事 概 要	土工一式、マンホール工 N=10箇所、舗装復旧工 A=31m ²			
3 入 札 参 加 条 件	令和4・5年度指宿市下水道工事請負業者名簿に登録されている者			
4 入 札 参 加 資 格 (すべての条件を満たすこと。)	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者で、市の競争入札参加資格の登録を受けている者 (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でない者 (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合する者 (5) 当該工事に建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができる者 ※注意事項(1) (6) 公告から入札時までの期間において、指宿市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成20年指宿市告示第99号）の規定に基づく指名停止を受けていない者 (7) 市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者 (8) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がない者 (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の決定を受けていない者若しくは更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けていない者若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者 (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者 (11) 前各号に掲げるもののほか、建設業法等の法令、規則等に違反していない者			
5 入 札 方 法	かごしま県市町村電子入札システムにより行うものとする。ただし、やむを得ない理由で電子入札に参加できない者のうち、市長の承認を得た場合に限り紙入札により入札に参加することができる。			
6 入 札 参 加 申 込 み	申 込 方 法	(1) 電子入札で参加する場合 かごしま県市町村電子入札システムにより、入札参加申込書（第1号様式、押印省略可）の電子データを添付して申し込むものとする。 (2) 紙入札で参加する場合 入札参加申込書（第1号様式）に紙入札参加承認申請書（第4号様式）を添付して、総務部財政課 財産契約係まで申し込むものとする。ただし、郵送等による申込みの場合は、一般書留又は簡易書留いずれかの方法による。 ※いずれの様式も指宿市のホームページへ掲載		
	申 込 期 間	令和5年1月10日 午前9時 ～ 令和5年1月24日 正午		

7 電子入札システム故障等の対応		電子入札で参加申込み後、電子入札システムの故障等により入札書の提出ができなくなった場合は、紙入札参加への変更ができるものとする。 紙入札の参加申請期限：令和5年1月27日 午後5時まで (再入札の場合は令和5年1月30日 午後5時まで)		
8 入札参加資格確認通知日時		(1) 電子入札で参加する場合 令和5年1月25日 午前9時まで (2) 紙入札で参加する場合 入札参加資格等の要件を満たさなかった者のみに入札参加資格対象外通知書により通知する。		
9 契約条項及び設計図書等の閲覧	契約条項	水道事業部 水道課		
	設計図書等	本公告日の午前9時から令和5年1月30日の正午まで指宿市のホームページへ掲載する。		
10 設計図書等への質問	電子データの貸出	無		有
	提出方法・期限	FAX又はメールで受付 令和5年1月25日 正午まで ただし、提出は設計図書等に対する質問書(第4号様式)によるものとする。 ※様式は指宿市のホームページへ掲載。FAX又はメール送信後は電話にて発信の旨伝えること。		
	提出先	総務部 財政課 財産契約係 FAX 0993-24-3826 TEL 0993-22-2111		
11 設計図書等の質問への回答方法等		質問受理後、随時個別にFAX又はメールで回答		
12 現場説明の日時及び場所		無	日時 場所	有
13 入札書及び工事費内訳書の提出受付期間・場所等		入札書を提出する際は、工事費内訳書を併せて提出すること。 ※工事費内訳書等の様式は指宿市のホームページへ掲載 (1) 電子入札で参加する場合 期間： 令和5年1月26日 午前9時から 令和5年1月30日 午前9時まで 入札書提出先： かがしま県市町村電子入札システム (2) 紙入札で参加する場合 期間： 開札日時30分前から 開札日時直前まで 入札書提出場所： 指宿市役所 指宿庁舎2階 財政課内 ※入札書の右上に任意のくじ番号(3桁)を記載してから、封書にして提出すること。		
14 代理入札(紙入札の場合)		代理人による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。		
15 開札日時	日 時	令和5年1月30日 午前9時30分から		
	場 所	指宿市役所 指宿庁舎2階 財政課内		
16 再度入札及び再々度入札		本件が落札されない場合は、次のとおり再度入札又は再々度入札を実施する。ただし、入札執行者が不落札を決定した場合はこの限りでない。 1 再度入札 (1) 再度入札書の提出受付期間 ① 電子入札で参加する場合 期間： 令和5年1月30日 午後2時から 令和5年1月31日 午前9時まで 入札書提出先： かがしま県市町村電子入札システム ② 紙入札で参加する場合 日時： 開札日時30分前から開札日時直前まで 入札書提出場所： 指宿市役所 指宿庁舎2階 財政課内 (※入札書は封書にして提出すること。) (2) 開札日時・場所 日時： 令和5年1月31日 午前9時30分 場所： 入札書提出場所 2 再々度入札 再々度入札の実施を決定した場合は、本件入札参加者に日時等を通知する。		
17 入札保証金		免除		

18 最低制限価格	有（最低制限価格は、指宿市建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱（令和2年4月1日改正）により設定する。）
19 低入札価格調査に係る調査基準価格	無
20 入札書記載金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
21 無効入札	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) 入札に参加する資格がない者がした入札 (2) 記名押印がない入札書による入札（紙入札の場合に限る。） (3) 入札参加申込書を提出していない者がした入札 (4) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認し難い入札書による入札（紙入札の場合に限る。） (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札（紙入札の場合に限る。） (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札（紙入札の場合に限る。） (7) 同一事項について2通以上の入札をした者の入札又は紙入札参加者が電子入札によりした入札 (8) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をしてした入札（紙入札の場合に限る。） (9) 指宿市電子入札実施要綱（平成21年指宿市告示第114号）第7条に規定する禁止行為をした者の入札 (10) 談合その他の不正な行為があったと認められる入札 (11) 工事費内訳書が未提出または未提出であると認められる場合の入札 (12) その他入札条件に違反したと認められる者のした入札
22 落札者の決定	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
23 契約保証金	契約金額の100分の10以上（ただし、契約金額が500万円以下の場合には免除） 契約保証の手段は次の各号のいずれかの方法とする。 (1) 契約保証金（金銭） (2) 利付国債 (3) 銀行等の保証 (4) 前払保証事業会社の保証 (5) 公共工事履行保証証券による保証 (6) 履行保証保険契約の締結
24 前金払	無
25 落札後の契約書等の提出	落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、契約書並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。ただし、当該届出書の提出を要しないと認められるときは、この限りでない。 なお、期間が経過した場合は、落札者が、契約の締結をしない旨を申し出たものとみなす。
26 工事に係る資材の再資源化等	この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考にして、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用等を積算した上で入札すること。また、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、分別解体の方法等を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うものとする。
27 注意事項	(1) 主任技術者及び監理技術者は、入札参加申込日以前3か月以内に雇用された者ではないこと。 (2) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。（地方自治法施行令第167条の8第3項） (3) 入札結果の公表は、指宿市ホームページへの掲載及び総務部財政課での閲覧とする。